

長野市乳幼児期の教育・保育の指針 【案】



平成29年4月
長野市

目 次

I	指針の策定に当たって	1
1	指針の策定の趣旨	
2	指針の位置付け	
3	指針の期間	
II	基本的な考え方	2
1	乳幼児期の教育・保育の動向	2
	(1) 国の動向	
	(2) 県の動向	
	(3) 本市の動向	
2	乳幼児期の育ちと関わり方	5
3	乳幼児期の教育・保育の基本理念	10
	(1) 長野市教育の基本理念等	
	(2) 乳幼児期の教育・保育の基本理念	
	しなのキッズに育まれる力	
	ア 目標とする子どもの姿の実現に向けた基本的な視点	
	○「生活上」の自立（基本的生活習慣の確立、自然・人・社会と関わる力）のために	
	○「学び」の自立（興味・関心・意欲）のために	
	○「精神的」な自立（我慢する力、自己肯定感）のために	
	イ 目標とする子どもの姿の実現に向けた家庭、地域、教育・保育施設の基本的な取組	
	○家庭での取組	
	○地域での取組	
	○教育・保育施設の取組	
III	基本方針及び取組の方向性	16
1	乳幼児期の教育・保育の基本方針とその体系	
2	基本方針及び取組の方向性	
	用語解説	28
	(本文中の *印は用語解説のある単語です)	
	長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会運営要綱	31
	検討委員会委員名簿	32
	長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会審議経過	32

I 指針の策定に当たって

1 指針の策定の趣旨

生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「学びの入口」としても重要な乳幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性という視点も踏まえながら、長野市教育の基本理念である「明日を拓く深く豊かな人間性の実現」につながる、具体的な基本指針等を新たに策定するものです。

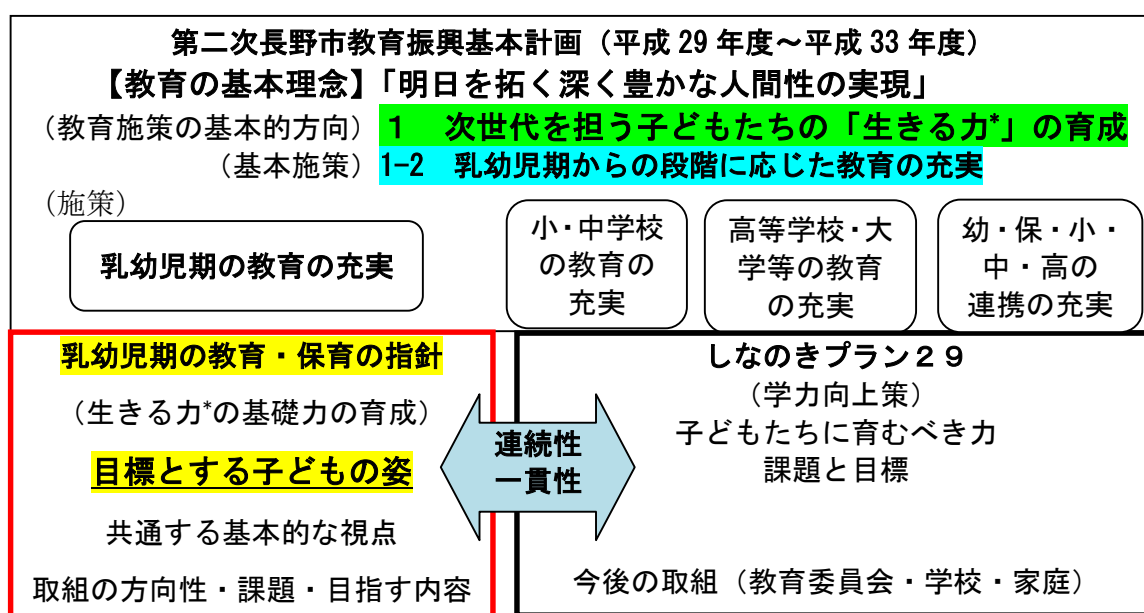
このことにより、家庭、地域社会、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設及び市が共通認識・共通目標のもとで、乳幼児期の教育・保育を推進することができ、その後の学童期・青年期の伸びやかな発達・成長につながる礎を着実に築くことを目指すものです。

2 指針の位置づけ

長野市では教育振興のための施策に関する基本的な計画として、現在「第二次長野市教育振興基本計画」を策定しており、その案では、長野市の教育が目指す姿とそのための教育施策の基本的方針及び講ずべき施策を明らかにするとともに、乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえて、今後5年間に取り組む基本施策として「乳幼児期からの段階に応じた教育の充実」を定め、そこに繋がる施策として「乳幼児期の教育の充実」を定めています。

「学びの入口」としても重要な乳幼児期の教育・保育の在り方について、就学期への連続性・一貫性という視点等も含め、この基本施策等につながる具体的な目標や取組を明らかにするものとして「乳幼児期の教育・保育の指針」を策定します。

なお、教育委員会では、子ども達の学びを7歳【小学校】から18歳【高校卒業】まで切れ目なく支えるため「しなのきプラン29」を平成27年度に策定しています。



3 指針の期間

本指針の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とします。(長野市教育振興基本計画との整合を図ります。)

また、しなのきプランの見直しも踏まえながら、必要な見直しを行います。

年度	29	30	31	32	33	34	35
乳幼児期の教育・保育の指針	第 1 期					第 2 期→	
	実践と検証			見直し			
長野市教育振興基本計画	第 2 期					第 3 期→	
しなのきプラン 29	⇒第 1 期	第 2 期			第 3 期		

II 基本的な考え方

1 乳幼児期の教育・保育の動向

(1) 国の動向

平成 17 年 1 月	中央教育審議会	「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」答申 ・「幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、その幼児期における教育は、子どもの心身の健やかな成長を促すうえで極めて重要な意義を有するもの」という認識の下、「幼稚園・保育所等の施設」が中核となり、「家庭」「地域社会」とともに幼児教育を総合的に推進する必要性と、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実の必要性を、今後の幼児教育の方向性として提唱。
平成 18 年 1 月	文部科学省	「幼児教育振興アクションプログラム」策定 ・上記答申を踏まえ、幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進するため、国の施策に関する計画を定めるとともに、地方公共団体において取り組むことが望まれる施策を示した総合的な行動計画。
平成 18 年 12 月	文部科学省	「教育基本法」改正
平成 19 年 6 月	文部科学省	「学校教育法」一部改正
平成 20 年 3 月	文部科学省	「幼稚園教育要領」改訂 ・「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成を培う重要なもの」と位置付け、幼稚園生活を通して「生きる力*の基礎」を育成することを目指すとともに、幼稚園を義務教育及びその後の教育の基礎を培うものと明らかにした。
平成 20 年 3 月	厚生労働省	「保育所保育指針」改訂 ・幼稚園教育要領と整合
平成 20 年 7 月	文部科学省	「第 1 期教育振興基本計画」閣議決定 ・「幼児期における教育を推進する」として、幼稚園と保育所との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の推進に向けて取り組む、としており、認定こ

		も園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進を目指す。
平成22年11月	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議	「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」報告 ・文部科学省に対しての報告。「幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方」「幼児期と児童期の教育活動をつなぐ工夫」「幼小接続の取り組みを進めるための方策」が示された。
平成24年8月	内閣府 文部科学省 厚生労働省	子ども・子育て関連3法成立 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」
平成25年6月	文部科学省	「第2期教育振興基本計画」閣議決定 ・幼稚園から高校において「生きる力*」の確実な育成を目指し、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てること。幼児期の教育は、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供する。
平成27年4月	内閣府 文部科学省 厚生労働省	子ども・子育て支援新制度施行 ・「①子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」「②子ども及び保護者が子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他便宜の提供を行うこと」「③多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」を目指す。

(2) 長野県の動向

平成17年3月	長野県教育委員会 長野県幼児教育連絡会議	「0歳からの信州子育てのために（長野県幼児教育振興プログラム）」策定 ・幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎、生活や教育の基礎、「後伸びする力」が培われる大切な時期とし、「社会力」を育てることがそこにつながるものと考え、「人への信頼感、思いやりのもてる子ども」「自分から人とかかわる子ども」に向けて、幼稚園・保育所、地域、家庭における0歳からの子育てを支援する指針。
平成18年3月	長野県教育委員会 長野県幼児教育連絡会議	「0歳からの信州子育てのためにⅡ」（親育ちにむけた提言）策定 ・親が子どもにきちんと関わり、子どもに関わる課題に親が主体的に取り組むことの重要性を改めて確認し、

		「子育て」をしっかりと支えることのできる親となるためにはどのようなことが必要かなどについて提言。
平成 20 年 11 月	長野県教育委員会	第一次長野県教育振興基本計画 ・幼稚園・保育所と小学校の連携を進め、子育て環境の変化に応じ、一人一人の子どもに対応した幼児教育の充実を図る
平成 25 年 3 月	長野県教育委員会	第二次長野県教育振興基本計画 ・「人への信頼感、思いやりを持ち、自ら人と関わり、集団で元気に遊ぶ子ども」を育て、幼稚園・保育所等と小学校との連携による子ども達の円滑な小学校への接続の確保を目指す。
平成 27 年 3 月	長野県	「ながの子ども・子育て応援総合計画」策定 ・「子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実」において、「長野県幼児教育振興プログラム」の普及を推進し、幼児教育の充実等を図るとともに、子ども達の発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の推進等を図る。
平成 27 年 4 月	長野県	「信州型自然保育認定制度」開始 ・豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が生まれ、子ども達が心身ともに健康的に成長することを目指した教育・保育の推進を図るため、自然保育を積極的に取り入れ実践する保育所・幼稚園・認定こども園等を県が認定する。

(3) 本市の動向

昭和 62 年 5 月	長野市教育委員会	「長野市教育大綱」策定 ・「家庭教育」及び「社会教育」の項目の重点例に、乳幼児期における親子のふれあいや地域社会等での人とのふれあい等、乳幼児期における教育の在り方を示す。
平成 23 年 12 月	長野市教育委員会	「長野市教育大綱」改訂 ・長野市教育の基本理念として位置づけ
平成 24 年 4 月	長野市 長野市教育委員会	「長野市教育振興基本計画」策定 ・教育施策の基本的方向「次世代を担う子どもたちの『生きる力*』の育成」で、「幼児期からの段階に応じた教育の充実」を基本施策として定め、「幼児期の教育の充実」を目指す。また、同じ基本的方向で「幼・保・小の連携の充実」も目指す。
平成 27 年 4 月	長野市教育委員会	「しなのきプラン 29」策定 ・長野市教育振興基本計画の推進に当たっての学校教育分野の個別計画であり、具体的な学力向上策。 0 歳から 18 歳までの切れ目ない教育の推進により、「自立した 18 歳」を目指し、家庭、地域、学校が、子どもの「知・徳・体」をバランスよく伸ばし子どもたちの成長を支援。

2 乳幼児期の育ちと関わり方

乳幼児期は子どもの心身の発育・発達著しく、生きる力*の基礎が形成されます。子育ては発達の状況や生活環境を踏まえながら行うものですが、一人一人の子どもの発育・発達は個人差が大きいことを理解しておくことが大切です。

情緒の安定 そして自信の獲得

赤ちゃんは、「お腹が空いた」「オムツが濡れて気持ちが悪い」等の生理的な欲求を優しく受け止めてくれるという安心感が持てることで、特定の大人との間で情緒的な絆が形成されます。「泣く」「笑う」は赤ちゃんの感情表現であり、欲求や気持ちを伝えたりする手段ですので、泣き声を聞いて親が顔を覗きこみ、赤ちゃんの呼びかけに優しく愛情豊かな受け答えをすることが大切です。また、成長とともに、大人があやすことで赤ちゃんは笑い返すようになります。笑顔をたくさん引き出す関わりを持つことで、絆はさらに深まります。

やがて、手を使い、寝返り、はいはい、お座り、つかまり立ちから歩き始めます。「まんま」「わんわん」などの言葉を話すようになると、子ども達は、ものに名前があることを知り、願いをかなえてくれる大人がいることを知ります。その絆が結ばれた安心感を基に「生活空間」を広げていきます。また、自分の大好きな大人と同じように行動できるという感覚を持ち、様々な体験を通して自分は何でもできるという感覚も持つようになります。これは「自分自身が好ましく思え、自信を持つ」ことの第一歩となりますので、大人はその行動を見守ったり、ときには危険のないように、やめさせることも含めて、受け止めてあげることが大切です。

自立心の芽生えと基本的生活習慣の自立

全身を使った運動、指先の働き、言葉の理解や表現など様々な能力が高まることによって、「自分でできる」という自信を持ち、大人の手を借りずにいろいろなことを意欲的にやろうとする「自立心」が芽生えます。

この自立心の芽生えを受け、子ども達が主体的に行動できる環境を整えることが大切です。

自立心の芽生えが見られる頃は、「自分でする」「いやだ」などと自己主張が強い反面、大人に助けを求めてくる甘えの欲求も混在しています。そのことを踏まえ、基本的生活習慣の自立に向けて、大人の促しや見守り、励まし、手助けを子どもの様子に合わせて行います。

「いつまでにこういうことができること」と一律に目標を定めず、一人一人の子どもの発達に応じて無理をさせず根気良く関わるのが大切です。

遊びから育む友達関係

親しい大人との関わりを重ねる中で子どもの遊びは、親や身近な人の仕草や言葉使いを真似た、ままごとやお店ごっこ等のごっこ遊びが盛んになります。初めは、子どもの周囲の友達などを観察したり、真似をしますが、やが

て言葉や動きを真似することにとどまらず心情的なものも取り入れてくることから、モデルとしての大人の役割は大きいものがあります。また、大人は子どもと一緒に遊びながら、子ども同士の関わりや言葉のやりとりを促していくことも大切です。

このような体験を重ねることで友達に関心を持つようになりますが、はじめは自己主張が強かったり、思いの違いからけんかになる場合もあります。その場合は、大人が互いの思いを代弁しながら関わり方を伝えていくことが大切です。

観察と模倣*から知識欲・興味・関心の拡大

子どもの観察・模倣*の対象は身近な大人から友達へと広がっていきます。友達の行動を観察することで、やって良いことや悪いこと、褒められることや叱られること等を学び、自分の行動の基準としていきます。

また、子どもの観察は「人」の行動だけでなく、「もの」に対しても向けられます。「もの」の観察は、対象の名称やそのものの機能を知りたいという欲求も生み、これが「知識欲」となります。子どもが指を差して声をあげたりした時に、大人がそれに応じて「もの」の名前などを話しかけることは、言葉の発達にもつながります。

言葉の発達によって「なぜ」「どうして」「どうやって」などの質問が盛んになり、興味・関心の対象が自然や社会へと広がります。遊びを通して興味や関心を高めていくとともに、試行錯誤の体験を重ねることで意欲が育まれていきます。

子どもの質問に対して大人は面倒がらずに、できるだけ丁寧にわかりやすく返答することが知識欲をさらに高めることにつながります。また、すべてに答えるだけではなく、「どうしてだろうね」など、一緒に考えることも大切です。

人間関係の発達

子どもは、「身近な大人との信頼関係」ができると、大人や「もの」を仲立ちとして他の子どもとの関わりを求めたり、自分の思いを大人や他の子どもに伝えるようになります。その場面では、大人はその役割を果たしてあげることが大切です。

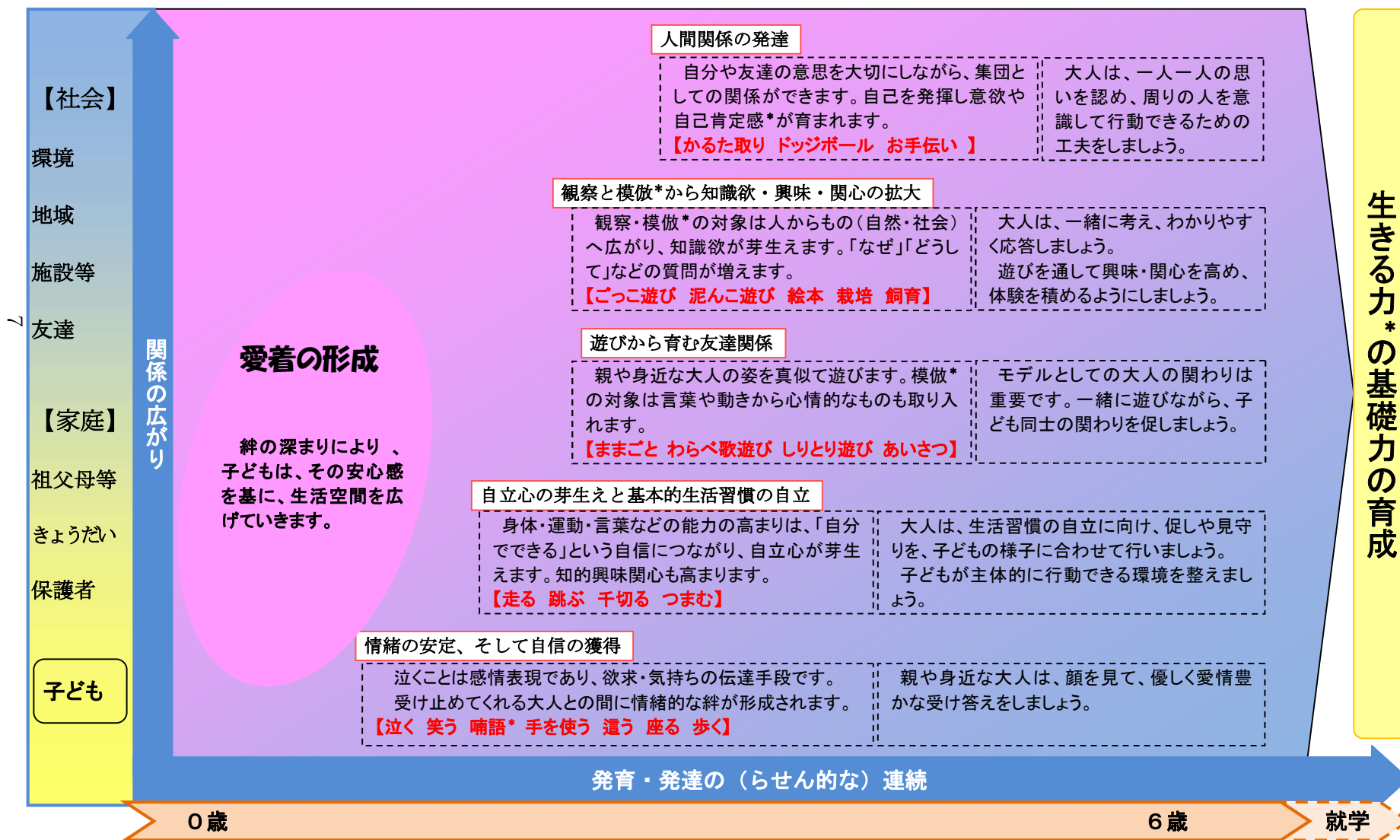
また、子どもは遊びの体験を重ねることで、友達と一緒に遊ぶためには自分の好きなことだけでなく、友達のしたいことも受け入れなければならないことに気付くようになります。

「自分や友達の意思」を大切にして、同じ一つの目的に向かって数人がまとまって活動できるようになると、初めて集団としての機能が発揮される関係が形成されます。子どもはこのような集団の中で自己を発揮し、意欲や自己肯定感*を育み、社会性を身につけながら発達します。

大人は子ども一人一人の思いを認めるとともに、周りの人を意識して行動ができるための工夫をすることが大切です。

～ 「遊び」や「生活」を通して、生きる力*の基礎力を育成します。 ～

乳幼児期は子どもの心身の発育・発達著しく、身近な大人の愛情に支えられる中で「遊び」や「生活」を通して様々なものに関わり、様々な体験を重ねることで、生きる力*の基礎が形成されます。子育ては発達の状況や生活環境を踏まえながら行うものであり、一人一人の子どもの発育・発達には個人差が大きいことを理解しておくことが大切です。



乳幼児期の育ちと関わり方

生きる力*の基礎力の育成

【参考資料】

年齢と発達（個人差を考慮します。）

およその目安として、年齢による発達の特徴を示しました。

子どもの発達は一人一人違いがありますので、ここに示した年齢に、示した発達をしていなければいけないというものではありません。

子どもの発達はこのような流れで進んでいくものと捉えていただき、一人一人の発達や心身の状態に応じた関わりをしていくことが大切です。

【0ヶ月～5ヶ月の頃】

～首がすわり、手足の動きは活発になり、基本的信頼感が育つ時期～

泣く、笑うなどの表情の変化や喃語「あー、うー」などで自分の欲求を表わします。笑顔や優しい言葉がけで関わる特定の大人との間で信頼関係が生まれます。

【6ヶ月～1歳3ヶ月未満の頃】

～お座り、はいはい、つかまり立ちからつたい歩きの獲得。物を仲介とした人とのやり取りが始まる時期～

よく世話をしてくれる特定の大人と情緒的な絆が深まる一方で、人見知りをするようになります。ほう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すると子どもは安心できる場所から離れてまた戻ることを繰り返し、世界を広げます。

【1歳3ヶ月～2歳未満の頃】

～歩行が確立して生活空間が広がり、言葉を話し始める時期～

歩き始め、手を使い、言葉を話すようになることで、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけ、意欲を高めていきます。指差し、身振り、片言を盛んに使い自分の意思を身近な大人に伝えようとします。

【2歳～3歳の頃】

～歩く・走る・跳ぶ・千切る・つまむなどの基本的な運動機能が発達し、自己主張が強くなる時期～

基本的な運動機能の発達に伴い、食事、衣服の着脱を自分でしようとします。尿を溜めておく身体機能が整ってくると排泄が自分でできるようになります。自我の育ちも表われ、強く自己主張する姿が見られます。自己主張に対しては自分で決められる事柄を用意したり自分でできた満足感を持たせたりすることで、自己肯定感*が育ちます。

【3歳～4歳の頃】

～基本的な運動能力が伸び、依存から自立へと移行する時期～

運動能力が伸び、食事、排泄、衣類の着脱などほぼ自立してきます。話し言葉が増え、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まります。自分の「したい事」と「しなければならない事」が分かり始めるが、気持ちの調整ができず感情的になったり攻撃的になることがあります。このような葛藤や我慢をたくさん体験する中で、我慢できた事を褒めてもらおうと気持ちを切り替えていく力が育ちます。

【4歳～5歳の頃】

～心身のコントロールができるようになり、社会性が身につく時期～

想像力が豊かになり目的を持って行動し、作ったり、描いたり、試したりするようになります。

仲間とのつながりが深まる中でけんかも増えます。感情が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになります。決まりの大切さに気付き、守ろうとするようになります。

【5歳～6歳の頃】

～身近自立がほぼ確立し、仲間意識が芽生え、協調性の育つ時期～

基本的な生活習慣が身につきます。

友達と一緒に活発に遊ぶ姿がみられ、目的に向かって集団で行動することが増えます。さらに楽しむために、自分達で決まりを作ったりします。

自分なりに考えて判断したり、批判したりする力が生まれ、けんかになった時は自分達で解決しようとしたり、違う思いや考えを認めたりして社会生活に必要な力を身につけていきます。

【6歳～7歳の頃】

～文字や社会事象などへの関心が高まり、思考力・認識力が豊かに育つ時期～

重ねてきた体験から予想や見通しを立てる力が育ちます。

仲間の思いを大切にしたり役割分担が生じる共同制作やごっこ遊びを行ったりします。

思考力や認識力が高まり、自然や周囲の物事、文字や数字への興味や関心が深まります。

遊びの中の役割分担に加え、当番活動などの役割を果たす体験は友達の中で自分が必要とされ、認められたと実感でき自己肯定感*や自信も高めます。

3 乳幼児期の教育・保育の基本理念

(1) 長野市教育の基本理念等

長野市の教育の基本理念は、「第二次長野市教育振興基本計画」(案)に次のように定められています。

明日を拓く深く豊かな人間性の実現

長野市は 市民の皆様とともに
広い視野から 思いやりの心を育み
自律心や豊かな情操 創造力を養い
自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き
明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

また、長野市教育振興基本計画における学校教育分野の個別実施計画として、平成27年4月に策定した「しなのきプラン29」では、「子どもたちに育むべき力」を0歳から18歳までの年代毎に定義するとともに、目標とする人間像として「グローバルな視野を持ちながら、ローカルに逞しく生きる自立した18歳」を定めています。

このプランでは、乳幼児期(0歳から6歳)までの教育の共通目標を「生涯にわたる人格形成の基礎を培う」とし、『遊び』や『生活』を通しての生きる力*の基礎力の育成」を行うものとしていますが、その具体的な施策は示されていません。

そこで、改めて、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を策定し、家庭、地域、教育・保育施設がともに理解し、連携しながら取り組むことができる施策を明らかにすることとしました。

本指針において0歳から6歳(就学前)までの乳幼児期の教育・保育の在り方についての基本的な考え方を定めるに当たっては、第二次長野市教育振興基本計画との整合を図るとともに、「しなのきプラン29」に繋げていきます。

(2) 乳幼児期の教育・保育の基本理念

乳幼児期の子どもにとって最も必要なことは、身近な大人の愛情に支えられた安全な環境の中で、様々な体験を通して心地よさや満足感を味わうことができることであり、その基本となるものは家庭です。

しかし、現代の社会状況は少子化や核家族*化、また、価値観や生活様式の多様化などにより、家庭のみにこの安全な環境を求めることは難しく、子育ては社会全体で行うことが求められています。

こうした状況を踏まえ、長野市では、子どもの健やかな成長を願い、本市の豊かな自然と文化を活かし、子ども達が遊びや生活を通して様々なものに関わり、様々な感じ、考え、試行錯誤し、満足いくまで体験を重ねられるように、子ども達を取り巻く家族、地域、教育・保育施設等が連携し、その実現を目指していきます。

すべての子ども達がその発達に応じた乳幼児期の教育・保育を受けることで、心身ともに健康で、個性豊かな育ちを身につけ小学校からその先の「生きる力*」の基礎を培うことによって実現する、「目標とする子どもの姿」として、

かがやく笑顔で げんきに遊ぶ しなのキッズ

を定めます。

この目標には、次のような子どもの姿を表しています。

「**かがやく笑顔**」は、子どもが自己肯定感*、情緒の安定、自信を獲得した姿を表しています。そして、このことを基礎に、知識欲、興味、関心を育てていきます。

「**げんきに遊ぶ**」は、健康、基礎体力、運動能力を獲得し、遊びを通して友達関係や人間関係を築く姿を表しています。

しなのきプラン29では子どもの「知・徳・体」のバランスの良い発達を、市の木「しなのき」の成長としてイメージしており、「**しなのキッズ**」は、その「しなのき」が大きく育っていくための根（意欲・態度）をしっかりと張り巡らす姿を表しています。

しなのキッズに育まれる力

目標とする子どもの姿である「しなのキッズ」を目指し、次の4つの力を育んでいきます。これらは、「しなのきプラン29」で大切にしているC学力（自律力・実践力・未来力・絆力）を培っていくための基礎となる力です。

- **自分で健やかな生活をつくろう。 ⇒ (自律力)**
 - ・よく食べ、よく寝て、規則正しく生活する。
 - ・自分でできることは、自分でやろうとする。
 - ・きまりを守る。
 - ・時間や状況に合わせて行動する。
- **感じて、考えて、チャレンジしよう。 ⇒ (実践力)**
 - ・好奇心や探究心いっぱいに関わり、「やりたいこと」に夢中になる。
 - ・自分の思いに向かって試行錯誤しながら最後までやり通す。
- **自信を持ち、自分を好きになろう。 ⇒ (未来力)**
 - ・満足感や達成感を得たり認められた嬉しさを感じたりし、自信を持って、いろいろなことへの関心意欲を高める。
 - ・心を動かすものや美しいものにふれ、やってみたいことや好きなことを持つ。
- **聴いて、話して、分かち合おう。 ⇒ (絆力)**
 - ・戸外で様々な年齢の友達と元気に遊ぶ。
 - ・相手に自分の思いや考えを伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたり

- し、分かり合おうとする。
- ・友達と共通の目的に向かってやり遂げ、喜びを感じる。
- ・友達の良いところに気付く。
- ・あいさつをする。

参考：しなのきプラン29のC学力【長野市が大切にしたい主な資質・能力】

自律力	規範意識を持ち、自己をコントロールする力
実践力	獲得した知識・技能及び思考力・判断力・表現力を駆使して、粘り強く課題に対応し、行動する力
未来力	将来の夢や目標と見通しを持ち、努力を継続できる力
絆力	他者を尊重し、積極的に人間関係を築こうとする力

ア 目標とする子どもの姿の実現に向けた基本的な視点

幼児期から児童期にかけての教育は連続性・一貫性のあることが大切であり、三つの自立（「生活上の自立」「学びの自立」「精神上的の自立」）を培うことが必要です。本指針では、この三つの自立を「目標とする子どもの姿」を実現するための基本的な視点として据え、それに基づいた取組を進めます。

- 「生活上」の自立（基本的生活習慣の自立、人・ものと関わる力の育成）
食事・睡眠・衣服の着脱など、生活に必要な基本的な習慣形成は生きる上で必要なものです。また、自然・人・社会等様々なものと関わる力も生活していくために必要です。

大切にしたいこと

- 子どもの命を守り、心の拠り所となる
- 大人との信頼関係に支えられた安心できる生活の場をつくる
- 排泄・衣服の着脱・食事の自立は急がせず意欲を尊重する

乳幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感が、情緒の安定につながります。その中で自分の存在を肯定し、自立した生活へと向かいます。

子どもは自分を受け入れてくれる大人を信頼します。その大人を基地として、自らの世界を拡大するために、いろいろなものと関わり、いろいろなことに挑戦し、自分でやりたいという気持ちを強めます。また、自分が愛されているという実感の積み重ねが、相手への思いやりにつながり、対人関係を築く礎となります。

基本的生活習慣の自立については、自分でやりたいという気持ちを損なわないように、押し付けたり、急がせないことが大切です。

○「学び」の自立（興味・関心・意欲を高める）

様々なものと対面したとき、そのものに興味・関心を持ち、関わってみたいという意欲を持つことは子どもの主体的な取り組みにつながります。

大切にしたいこと

- 興味や関心から発した実体験の機会をもたせる
- 子どもの発見や発想に共感する
- 子どもの好奇心や探究心をかきたてる環境を整える

乳幼児期の子どもの生活は、そのほとんどが興味や関心に基づいた自発的な活動からなっています。

興味や関心から発した遊びを十分に行うことは、子どもに充実感や満足感を与え、遊びや活動への興味と関心をさらに高めます。

子どもの「やりたい」を可能にすることは、子どもの志向性（目的を持って遊びや活動に向かい、自身が持った願いを実現しようとする）を高め、主体的にもものに取り組む力を育みます。

また、好奇心や探究心が満足できる環境を整えることは、豊かな心情や思考力の芽生えを促すために大切です。

○「精神的」な自立（自己肯定感*・我慢する力の育成）

基本的な信頼感や誰かとつながっているという安心感を得ることで情緒は安定し、その中で自己肯定感*が培われます。「情緒の安定」は他者を受け入れ、自己を律する「我慢する力」を育てることにもつながります。

大切にしたいこと

- 情緒の安定を図り、子どもの思いを受け止める
- 友達と関わる機会を十分にもつ
- 自己主張と寛容（他人の言動を受け容れる）を経験できる集団遊びを取り入れる

自分を取り巻く大人や友達から自分の存在や思いを認められることで、情緒が安定し自己肯定感が育まれていきます。

また、友達との遊びなど様々な活動を通して、自己の存在感を確認しながら、自己と他者との違いに気付き、他者への思いやりを持つようになります。そして、自分の興味や関心を相手に伝え、集団への参加意識を高めることで、協同の態度を身につけていきます。

このようなことから、子どもが友達と十分に関わる環境を整えることが大切です。

イ 目標とする子どもの姿の実現に向けた家庭、地域、教育・保育施設の基本的な取組

○家庭での取組

- ・スキンシップを積極的に取るなど、子どもとしっかり向かい合い、ふれあいのある家庭づくりに努めます。
- ・子どもは身近な大人や友達を観察し、真似ることで行動の基盤を育みます。家庭においては、特に親の言動が大きく影響することを意識し、体を動かし一緒に遊ぶことも大切です。
- ・一方的に知識を伝えるのではなく、身近な自然環境や地域社会を活かし子ども自身が自然等との関わりの中で得た驚きや感動に共感することが大切です。

○地域での取組

- ・「地域の子ども」は地域で育てるという考えを持ち、子育て支援に取り組みます。
- ・地域社会で孤立しがちな子育て世帯に対し、交流の機会を設けるなど、親への支援も含めた取組を行います。

○教育・保育施設の取組

- ・保育者が愛情豊かで思慮深い養護を実践し、安心して自己発揮ができる環境を整えます。
- ・発達個人差を十分に把握し、子どもの好奇心や「やりたい」という気持ちを実現できる環境を整えます。
- ・発達個人差を理由に必要な支援を怠ることがないように、一人一人の支援課題を明確にし、その子の発達に応じた支援に取り組みます。
- ・集団遊びが持つ志向性や協同性を明確に認識して、画一的な遊びにならないための必要な環境を整えます。
- ・遊びや活動での子ども達の意見のぶつかり合いや目的実現への課題を大人が一方的に解決することがないように努めます。

しなのきプラン29

グローバルな視野を持ちながら、ローカルにたくましく生きる自立した18歳

かがやく笑顔で げんきに遊ぶ しなのきッス

しなのきッスに育まれる力

自分で健やかな生活をつくろう。 (自律力)

- ・よく食べ、よく寝て、規則正しく生活する。
- ・自分でできることは、自分でやろうとする。
- ・きまりを守る。
- ・時間や状況に合わせて行動する。

感じて、考えて、チャレンジしよう。 (実践力)

- ・好奇心や探究心いっぱいの人やものと関わり、「やりたいこと」に夢中になる。
- ・自分の思いに向かって試行錯誤しながら最後までやり通す。

自信を持ち、自分を好きになろう。 (未来力)

- ・満足感や達成感を得たり認められた嬉しさを感じたりし、自信を持って、いろいろなことへの関心意欲を高める。
- ・心を動かすものや美しいものにふれ、やってみたいことや好きなことを持つ。

聴いて、話して、分かち合おう。 (絆力)

- ・戸外で様々な年齢の友達と元気に遊ぶ。
- ・相手に自分の思いや考えを伝えたり、相手の思いや考えを受け止めたりし、分かり合おうとする。
- ・友達と共通の目的に向かってやり遂げ、喜びを感じる。
- ・友達の良いところに気付く。
- ・あいさつをする。

生活上の自立
(基本的生活習慣の自立、人・ものに関わる力の育成)

学びの自立
(興味・関心・意欲を高める)

精神的な自立
(自己肯定感*・我慢する力の育成)

基本的な3つの視点

「遊び」や「生活」を通しての
生きる力*の基礎力の育成

情緒の安定
家庭、地域、教育・保育施設

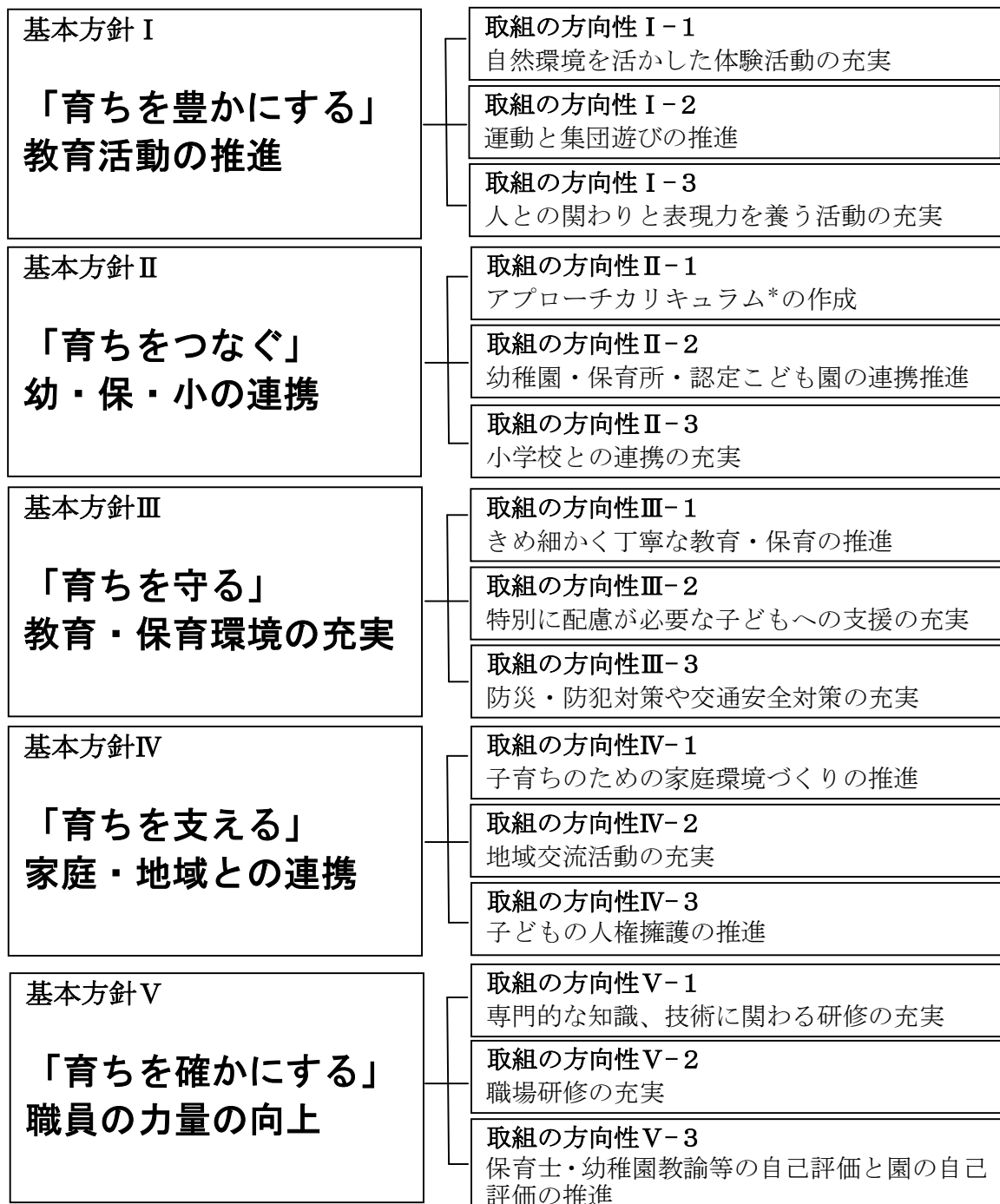
Ⅲ 基本方針及び取組の方向性

1 乳幼児期の教育・保育の基本方針とその体系

乳幼児期の教育・保育に関しては、家庭、地域、教育・保育施設がそれぞれの役割の中で、また緊密な連携を図る中で実施されることが必要です。

実施に当たっての基本方針を次のように定め、体系的、効果的に教育・保育に取り組めます。

なお、前述の「目標とする子どもの姿の実現に向けた3つの基本的視点」及び「目標とする子どもの姿の実現に向けた家庭、地域、教育・保育施設の基本的な取組」については、この基本方針の下で取り組むすべての施策に重層的に関わるものであり、目指す内容に活かしていきます。



2 基本方針及び取組の方向性

基本方針Ⅰ 「育ちを豊かにする」教育活動の推進

乳幼児期における「遊び」は、他者との関わりや決まりの大切さの理解など、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な『学習』です。

乳幼児期に、遊びの中で全身を動かし、意欲的に活動することは、体の様々な機能の発達を促すとともに、運動することの楽しさ、喜びを知ることによって、学童期から将来にわたり、運動に親しむことの基礎を培うことができます。戸外での運動も積極的に取り入れるなど、日常的に身体を動かすことを習慣づけることが必要です。

幼児期の子どもは、「集団遊び」の中で主体的にものや人と関わり、自己表現することを通して自我が芽生えてきます。また、他人の存在に気付き譲り合いや助け合いなどの人間関係の基本を学ぶとともに、自分自身の存在を意識していきます。

また、乳幼児期の教育は「環境」を通して行われます。それは、子どもが関わる場であり、家庭や地域、或いは教育・保育施設など、自然環境や社会環境などから保育室の環境まで、様々なものが含まれます。その中で、本市は恵まれた自然環境を持つことから、身近な自然に触れ、親しむ活動を通して、子ども達の知的好奇心や感性が豊かに育まれることが期待されます。地域の自然に親しむことで、自分の生活する地域への愛着が育まれることも期待されるため、教育・保育施設や家庭において積極的に自然保育を取り入れることが必要です。

取組の方向性 Ⅰ-1	自然環境を活かした体験活動（自然保育）の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> メディアの多様化により、子ども達は、様々な情報を、いつでも、一方的に受け取ることが多くなっており、実体験に基づかない知識偏重につながったり、コミュニケーション力の低下につながるものが危惧されています。 家庭環境によっては、子ども達が自然体験や地域社会での体験活動を経験する機会が得られない場合があります。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設においては、園内の教育環境の整備・充実が進み、地域の協力を得た野菜の栽培や、園内での小動物の飼育、どろんこ遊び、自然物を使った制作活動等園内環境の活用による活動が増えています。 長野県では、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子ども達が心身ともに健康的に成長することを目指した教育・保育の推進を図るため、自然保育を積極的に取り入れ実践する保育所・幼稚園・認定こども園等を県が認定する「信州型自然保育認定制度」に取り組んでいます。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域との連携を促進し、地域の自然を活用した体験活動を重視し、命の大切さ、ものの美しさに気付く豊かな感性を育み

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外活動を積極的に取り入れ、子ども達が見て、触れてなど、全身の感覚を使って体験ができる環境を整えます。 ・市立保育所においては自然保育を積極的に取り入れ、信州型自然保育認定園を増やします。
--	---

取組の方向性 I-2	運動と集団遊びの推進
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三世代同居世帯の減少や地域における人間関係の希薄化などの社会環境の変化により、家庭において室内遊びが主流となっているため、体を動かす機会が減少し、子どもの体力・運動能力が低下しています。 ・日常生活の中で、地域における集団遊びが減少していることから、コミュニケーション能力の低下が指摘されています。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、専門の体育指導を受け、子ども達に運動する習慣を身につけさせたり、体力の向上に取り組んでいます。 ・平成 27 年度から、全市で幼・保・小の連携による「運動と遊びのプログラム」の実践に取り組んでいます。市立保育所では年 3 回の指導を受け運動遊びの充実に取り組んでいます。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や集団遊びを繰り返し体験することで、体を動かすことを好きになり、自ら体を動かし楽しく遊ぶ子どもを育成します。 ・教育・保育施設における積極的な集団遊びを通して、体力の向上に加え、判断力・抑制力・コミュニケーション力を育成します。

取組の方向性 I-3	人との関わりと表現力を養う活動の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三世代同居世帯の減少や地域における人間関係の希薄化などの社会環境の変化により、幼児自身がいろいろな人と関わる機会が減少し、人や社会と関わる力が弱くなっています。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、異年齢保育・異年齢交流を積極的に実施しています。 ・教育・保育施設においては、保護者や地域の協力を得て、世代間交流・老人福祉施設訪問交流等を実施しています。 ・教育・保育施設においては、農業体験やバザーなどの園行事を活用して、子ども達が地域の人と触れ合う機会を設けています。 ・教育・保育施設においては、生活や遊びを通して、ルールを

	守る大切さや友達や周りの人の気持ちを大切にする教育を実施しています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の子どもや高齢者、地域の人など様々な人々との関わりを通して、人に対する関心、愛着、信頼感を育成します。 ・家庭や地域における様々な人々との関わりを通して、社会生活において望ましい生活習慣や態度を育成します。 ・様々な友達と遊ぶ中で自分とは異なる思いを持つ友達の存在に気づき、人には違いがあり、違っていいと理解する心を育成します。

基本方針Ⅱ 「育ちをつなぐ」幼・保・小の連携

子ども達のこれまでの生活や一人一人の発達のペース、また、学びについては日々の積み重ねの中で培われてきたものです。これらの連続性を踏まえて、小学校教育への円滑な接続に向け、教育・保育を行う必要があります。

教育・保育施設においては、特に4歳児、5歳児は小学校教育のカリキュラム*につながる活動の工夫を図り、子どもと小学校児童との交流の機会を設けるなど、子ども達の成長を支援することが必要です。

また、園職員と小学校の教員との単なる交流にとどまらない、意見交換や共同研究の機会を設けるなど、お互いの教育内容の理解や情報共有を積極的に行い、子ども達が安心して小学校生活を始められるように、子ども達一人一人の育ちの様子を伝える書類を保育所等から小学校に引き継ぎ、その内容を教育活動に確実に活かすことが必要です。

取組の方向性 Ⅱ-1	アプローチカリキュラム*の作成
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・アプローチカリキュラム*については、幼・保・小がお互いに公開保育、公開授業に取り組んでいますが、教育の連続性を意識されることが少なく、特に園はその時期の指導計画の実践にとどまり、小学校への接続の意識が薄くなっています。 ・一つの小学校に複数の園から入学する場合がありますが、市内全域での統一した就学前の取組みが求められていますが、全園に共通したアプローチカリキュラム*が作成されていません。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に長野市幼保小連携会議が作成した「長野市における幼児教育と小学校教育の接続のあり方」を参考に子どもの育ちの捉え方や、教育や支援に関する共通認識を、全園が持てるよう取り組を進めています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のすべての園が活用できる年長児後半(10月頃)から小学校1年生夏休み前までを見据えた接続カリキュラムを作成します。

取組の方向性 Ⅱ-2	幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市のすべての子ども達の健やかな成長を育むためには、子ども達が抱える今日的課題の解決に向けて公私立それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園が培ってきた支援方法などを交換・共有し合う必要がありますが、同じ地域においても、幼稚園・保育所・認定こども園が一堂に会して意見交換等をする機会はほとんどありません。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の7つの地域ごとに、小学校主催で開催される幼保小連携会議や、公開保育、公開授業後の検討会の機会を利用して意見交換をしています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の健やかな成長とその可能性を伸ばすために、幼稚園・保育所・認定こども園による意見交換会を開催し、各施設の相互理解を進めるとともに情報共有を行い、幼児教育の充実を図ります。

取組の方向性 Ⅱ-3	小学校との連携の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校で就学に関する連絡会を開催していますが、次年度の就学に向けて連携をとっていた小学校の就学担当の教員が異動した場合、子どもの育ちを支えるための情報や資料が十分活用されなくなる場合があります。 ・平成27年3月に長野市幼保小連携会議が作成した「長野市における幼児教育と小学校教育の接続のあり方」で示されている子どもの「育ちをつなぐ」ために幼保小で共有したい3つの視点や「小一プロブレム*」についての共通理解が深まっています。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の7つの地域ごとに、小学校主催で幼保小連携会議を開催したり、公開保育、公開授業後の検討会で意見交換をしています。 ・各地域内の幼稚園、保育所及び認定こども園が近隣の小学校とペアを組み、就学に向けて幼児と児童の交流を行うとともに、複数の職員間で情報交換を行い、子ども達の育ちに関する認識を共有しています。 ・年2回、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校で就学に関する連絡会を開催しています。 ・年1回、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の職員、教員が参加して全体研修会を開催しています。 ・長野市教育センターが企画する採用3年目の小・中学校の教

	員を対象とした必修研修である「異校種間体験研修*」を幼稚園・保育所・認定こども園で受け入れています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育から小学校教育への円滑な接続のために、幼保小連携会議の充実を図るとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員による意見交換等の機会を増やし、それぞれの教育・保育の理解を深めます。 ・教育・保育施設においては、「小一プロブレム*」の解消を目指し、小学校における子どもの育ちを支えるために活用しやすい資料の作成に取り組みます。

基本方針Ⅲ 「育ちを守る」教育・保育環境の充実

乳幼児期は、一人一人の発達の違いが大きく、また、生活環境の違いがその成長に大きく影響することから、それぞれの子どもの特性に応じた教育・保育が求められます。

また、障害のある子どもや発達に専門的な支援を必要とする子どもも増加傾向にあり、個々への対応に加え、集団活動としての教育・保育の在り方にも工夫が必要です。

全ての子どもが自己を十分に発揮して、自ら進んで活動することを促すためには、子ども一人一人が安心感と信頼感を持てる親子関係や家庭環境、また、教育・保育環境を整えることが重要です。その様な環境によって促された主体的な活動を通して達成感や自信を育むと共に、命の大切さを学び、自分自身を大切に思う「自己肯定感*」を育む活動体験も必要です。

取組の方向性 Ⅲ-1	きめ細かく丁寧な教育・保育の推進
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所・認定こども園に対する保育ニーズの高まりや多様化のため、保育士等がその対応に時間を取られ、本来の教育・保育の取り組みについて振り返り、検討できる時間が短くなっています。 ・保育所においては、0歳児から5歳児までの保育として、豊かな遊びが行われていますが、その取り組みが養護を基礎とした教育的営みであることを、実践のなかで保育士等が意識する必要があります。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って長期・短期の指導計画を作成して、それぞれの教育・保育理念・目標を目指した教育・保育が進められています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の子どもの情緒が安定し安心して自己発揮ができる環境を整えるとともに、子ども一人一人の発達を捉えた教育・保育の実践に取り組みます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧なまなざし、丁寧な対応、丁寧な準備を基本に、子ども一人一人の思いを受け止め、きめ細かな教育・保育を実践します。
--	--

取組の方向性 Ⅲ-2	特別に配慮が必要な子どもへの支援の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療等の専門的支援を必要とする子ども一人一人の実態に合わせた、きめ細かな教育・保育が求められています。 ・特別に配慮を必要とする子どもの増加に伴い、専門的支援ができる人材の確保や、クラス等における個別の支援を担当する教諭・保育士の増員に伴う人材確保が難しい状況にあります。 ・特に、入園・入所後に特別に配慮を必要とすることが明らかになる子どもが増加しており、各園では対応に苦慮しています。 ・特別に配慮を必要とする子どもが在籍する園と医療機関やその他関係機関との連携の強化が必要です。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害、身体障害、医療的ケア、食物アレルギー等、特別に配慮を必要とする子どもの教育・保育を各園の努力で実践しています。 ・こども相談室の「発達支援あんしんネットワーク事業*」の園訪問による個別の指導・支援とともに、地域発達支援会議による関係機関との連携に取り組んでいます。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別に配慮を必要とする子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、個別の指導計画を作成して教育・保育を進めます。 ・個々の子どもに関わる様々な機関が連携・協力し、子どもの持つ力を高め、主体的に楽しく充実した園生活を送れるように、子ども一人一人の特性に応じた適切な支援や指導を行います。

取組の方向性 Ⅲ-3	防災・防犯対策や交通安全対策の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の異常気象の発生増加や子どもの安全を脅かす事件等を踏まえて、新たな災害等の発生への対応を想定した防災・防犯計画の作成が必要です。 ・各園の規模や地域性を考慮し、避難訓練の実施回数、災害想定、引き取り訓練等の内容を再確認し、見直すことが必要です。 ・登降園時等の交通事故防止も含め、保護者と子どもの交通安全に対する意識の向上を図る必要があります。

現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各園で防災・防犯計画に基づき、定期的に避難訓練を実施し、子ども達の安全への備えを確認するとともに、命の大切さを伝えています。 ・交通安全については、警察や交通安全協会等と連携し交通安全教室を開催し、学習した内容は登降園や園外活動の際に活用しています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身の防災・防犯に対する意識や行動力を育むとともに、命の大切さを伝え続けます。 ・水防計画など新たに必要な計画を作成し防災への備えを高めるとともに、子どもの命を守るという教諭・保育士の防災・防犯意識の高揚を図るとともに、確実な避難誘導ができる行動力を身につけます。 ・乳幼児の事故に対する手当ての方法、救急時の対応などの講習・研修内容の充実を図ります。

基本方針Ⅳ 「育ちを支える」家庭・地域との連携

子どもの育ちを支える基本は家庭です。親や家族の愛情に育まれることが子どもの健やかな成長につながります。

核家族*化が進んでいるとはいえ、祖父母との交流や地域コミュニティ*での伝統行事などは、子どもの成長には欠かせない大切なものです。

家庭において、子どもがこうした体験ができるように機会を設けることはもとより、教育・保育施設においても地域との積極的な連携を図り、子ども達が地域の自然、行事等と触れ合い、地域社会での生活体験の場を設けることも必要です。

一方、様々な課題を抱える家庭が増えている中では、その家庭を支援する役割を教育・保育施設は担っています。子どもの心の安定と健やかな成長のため、子どもや保護者の日々の状況に気を配り、保護者の悩み等を受け止めるとともに、適切な支援を行うことや子育ての相談窓口があることを伝えることも必要です。

また、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の自治組織や各種団体との連携を図り、地域における子育て支援活動に協力、支援することが必要です。

取組の方向性 Ⅳ-1	子育てのための家庭環境づくりの推進
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が食事や排泄等の基本的な生活習慣を身につけるためには、家庭と教育・保育施設の連携が不可欠であることをお互いに認識し合うことが必要です。 ・教育・保育施設に対して寄せられる過大な要望について、どこまで応じていくべきか、その内容の確認を行うとともに、

	<p>対応力の向上が求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設での養育にとどまらず、その子どもと家庭に合わせた子育て支援・家族支援を行うことが、教育・保育施設に求められています。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の保育参加や家庭教育セミナーを開催し、子育ての楽しさを実感してもらうとともに子育ての基盤が家庭にあることを啓発しています。 ・食育*月間活動に家庭の参加を呼びかけ、食生活が健全な心身の育成の源であることを啓発しています。 ・7～8か月児健康教室において、「おひざで絵本事業*」として、対象の乳児に絵本を贈呈するとともに、保護者に対して、乳児期からの絵本の読み聞かせの大切さ、読み聞かせの方法等を啓発しています。 ・テレビ・DVD・スマートフォン等のメディアが子どもの発達に及ぼす影響について啓発しています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康状態の変化や日々の保護者とのコミュニケーションの中で、子育てに不安や負担を感じている保護者の把握に努め、その家庭の状況・支援ニーズを正確に把握して、子どもの発達を喜び、抱きしめて、認めて見守る温かな家庭作りを支援します。 ・保育参加やPTA活動を積極的に取り入れることで教育・保育活動への理解と連携を進め、保護者に対して、より開かれた教育・保育施設を目指します。 ・住民自治協議会や子育てサークル、保護者会等を対象とした子育て力向上の出前講座を企画・開催します。 ・7～8か月児健康教室において、「長野市すくすくガイド」を活用し、保健師から家庭における基本的な生活習慣の育成に関する指導を行います。

取組の方向性 IV-2	地域交流活動の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居世帯の減少や地域における人間関係の希薄化などの社会環境の変化により、親以外の大人との交流・ふれあいが減少しています。 ・転入や転居などにより、居住地域での孤立感を抱える子育て世帯が増えています。 ・各園においては、地域との連携を深めていますが、保育や教育活動に活用できる地域資源の発掘が必要です。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、保護者や地域の協力を得て、世代間交流・老人福祉施設訪問交流等を実施しています。 ・教育・保育施設においては、地域の行事や祭り等に、子ども

	<p>達の教育・保育活動の発表の場として参加し、様々な人々との交流を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験で育てた野菜の収穫や、地域の伝統食の調理体験など、食育*活動を通して地域との交流を行っています。 ・住民自治協議会を始めとして、地域による子育て支援の場が開かれ、子育て世帯の悩みに応えるとともに、伝統の遊びや食について伝えています。 ・共通の話題などを通じて、仲間づくりや情報交換などを行う子育てサークルが作られ、活動をしています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域が持つ、豊かで特色のある様々な地域資源を十分に活用して、より豊かな教育環境を構成し、「社会力」(社会に対し関心を持ち社会というものを作っていこうとする力)の基礎育成に取り組みます。 ・子どもも家庭も地域の文化に触れ、地域に親しみや愛着が持てるように地域交流を指導計画に位置づけ、交流活動を推進します。 ・地域住民が子育ての知恵等を生かして教育・保育活動に参加することで、地域とともに子育て支援を行う教育・保育施設を目指します。 ・子育てサークルによる子育て世帯の交流活動を促進し、若い世帯が安心して子育てをすることができる環境づくりを支援します。

取組の方向性 IV-3	子どもの人権擁護の推進
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権に関わる法令等に関して、常に新しい情報を取り入れ、教育・保育に関わるすべての職員の人権感覚を磨く必要があります。 ・子どもの個人差、異文化に配慮した教育・保育の取り組みを地域や家庭に知らせ、共に人権の大切さを学び合うことが必要です。 ・教育・保育に関わるすべての職員が、子どもを虐待から守り、支えるために、虐待の早期発見、通告の義務等について理解と認識を深める必要があります。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの性差や個人差に対し、例えば、「男の子だから」「背が低いから」といった固定的な意識を植え付けないように配慮し、保育を進めています。 ・外国籍や異文化を持つ子どもから自国の遊びや習慣を教えてもらうなど、子どもが、異なる文化に触れる機会を通してお互いを認め合う心の育成を行っています。 ・教育・保育施設においては、日常の教育・保育の中で、子どもの表情や行動を見守ることで、いじめ・虐待防止に取り組

	<p>んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等に対し、児童虐待防止法の趣旨や通告の義務等について周知を行い、地域における見守りや声掛けの促進と通報による早期発見・早期対応に取り組んでいます。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携して、支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、地域全体で子どもを見守り、健やかな育ちを保障する取り組みを進めます。 ・教育・保育施設において支援を必要とする子ども・家庭を発見した場合には、関係機関との連携により、速やかな対応を図ります。

基本方針V 「育ちを確かにする」職員の力量の向上

乳幼児期において、子どもは人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を育んでいきます。こうした中で、日常の多くの時間を共に過ごす教育・保育に携わる職員にはその職責に対する自覚と専門的な知識や技術等が求められます。

職員は、子どもも一人の人格者であることを常に念頭におき、子ども一人一人の発達過程に配慮しながら、集団による活動が行えるよう創意工夫を行うとともに、その実践を振り返り、自己評価を行うことで改善を図ることが必要です。

また、職員個人の研鑽はもとより、施設全体での力量向上への取り組みを行うことで、子どもと保護者の信頼を得ることができます。職場全体で意見交換や情報共有が行われ、職員が一体となった教育・保育の改善に向けた取り組みを行える体制づくりが必要です。

取組の方向性 V-1	専門的な知識、技術に関わる研修の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園等の教諭は学校教育法に定められた研修及び自主研修を受講していますが、保育士に対する法定の研修がありません。市や私立保育協会ですべてに研修を計画・実施していますが、保育所においても、必要な研修を体系化する必要があります。 ・保育所においては保育時間が長いことから、研修時間の確保や研修時の代替保育士の確保が難しい場合があります。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市の主催で、年1回、幼稚園・保育所・認定こども園の職員を対象とした全体研修を開催しています。 ・市立保育所の保育士に対しては、未満児保育・障害児保育について定期的に研修会を開催しています。 ・市立保育所の保育士に対しては、「保育士の研修体系（全国保育士会作成）」を参考に階層別研修を行っています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育協会では、研究グループを組織して各テーマに基づいた研修を行い、その研修成果を会員が共有できる発表の場を設けています。また、職員、新任者、主任、理事長・所長等の職種ごとの研修会を開催しています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所職員に対しても必要な研修の内容と回数等を明確にし、その体系化を図ります。 ・教育・保育施設における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大事なものであることをすべての職員が認識し、その職責を果たすために専門性と教育・保育の質の向上を図るため、日々の研鑽に努めます。

取組の方向性 V-2	職場研修の充実
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育・保育施設においては、職場研修の3つの形態（OJT、OFF-JT*、自己啓発研修）を理解し、研修計画を作成する必要があります。 ・教育・保育ニーズが多様化し、特に家庭支援に関わる時間が増加していることに伴い、研修時間を確保するための工夫が必要となっています。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、それぞれの施設毎に職場研修計画に沿って研修を実践しています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な研修によって得た知識や技術を用いて指導力の向上を図ります。 ・具体的な事例研究を重ね、各園の実践研究体制の強化を図ります。

取組の方向性 V-3	保育士・幼稚園教諭等と園の自己評価の推進
現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・幼稚園教諭等の自己評価と園の自己評価が教育・保育の質の向上に有効であるという認識が必要です。
現在の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所においては、年2回保育士の自己評価と園の自己評価を実施しています。 ・保育所においては、「長野県福祉サービス第三者評価*基準の考え方と評価ポイント、評価の着目点」を園の自己評価に反映させています。
目指す内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・幼稚園教諭等の自己評価と園の自己評価を教育・保育の改善と質の向上に活かします。 ・第三者評価*委員の導入について検討します。

用語解説

あ行		
アプローチカリキュラム	<p>就学前の幼児が、スムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びや育ちを小学校教育につなげるためのカリキュラムのこと。</p> <p>これに対して、小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムを「スタートカリキュラム」という。</p>	16P、19P
生きる力	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な知識・技術を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。 ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。 ・たくましく生きるための健康や体力などを総称したもの。 (文部科学省 学習指導要領保護者用パンフレットから) 	1P、2P、3P、4P、5P、7P、10P、11P、15P
異校種間体験研修	<p>長野市において初任3年目の教員に位置付けている「幼保小中高体験研修」。</p> <p>教育に関わる視野を広げるとともに、子どもの学びや育ちの連続性を学ぶため、自校と異なる校種の学校または保育所・幼稚園で1日体験研修を行うもの。</p>	21P
おひざで絵本事業	<p>地域に住むすべての赤ちゃんと保護者に、絵本と触れ合うことの大切さや楽しさを伝えながら絵本を手渡す、長野市版のブックスタート。</p>	24P
OJT、Off-JT	<p>OJT（職場内研修）：職場内で実務を通し、日常的に職員一人ひとりの特性に応じた個別指導や職場単位での計画的な集団指導ができるため、人材育成の根幹をなす研修。</p> <p>Off-JT（職場外研修）：職場を</p>	27P

	離れた環境の中で行われるより実践的な専門知識・能力の向上を図るための研修。研修に集中しやすく、また、職場の垣根を越えた受講者間の交流により、組織の連帯感が醸成されるとともに、互いの意欲を喚起する効果もある。	
か行		
核家族	夫婦（父親又は母親）とその未婚の子ども又は夫婦のみからなる家族。	10P、23P
カリキュラム	学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画、教育課程。	19P
さ行		
小一プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「落ち着いて先生の話が聞けない」などと学校生活に馴染めない状態が数ヶ月続くこと。	20P、21P
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。	24P、25P
自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などのこと。	6P、7P、8P、9P、11P、13P、15P、21P
た行		
第三者評価	保育所等の事業者が提供する福祉サービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。	27P
コミュニティ	同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。	23P
は行		
発達支援あんしんネットワーク事業	長野市独自に取り組む、発達について専門的な支援が必要な子どもや、保護者に対して、関係機関との連携・協力を図	22P

	り、適切な支援を行うことを目的としたもので「にこにこ園訪問」「地域発達支援会議」の二つの事業からなる。	
ま行		
模倣	他のものをまねすること。似せること。他者の行動と同様・同類の行動をとること。	6P、7P

長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 育てたい幼児像、基本目標、基本方針等に関する事。
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園における教育・保育機能の充実に関する事。
- (3) 発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育の充実に関する事。
- (4) 家庭・地域における教育力の充実に関する事。
- (5) その他幼児期の教育・保育の基本指針の策定に関し必要となるべき事項に関する事。

(組織)

第3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉施設関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(作業部会)

第4 検討委員会の検討事項に関する調査、研究、調整等を行うため、検討委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、別表に掲げる課等の職員のうちから委員長が指名する。

(部会長の職務等)

第5 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。

2 作業部会は、必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第6 検討委員会及び作業部会の庶務は、こども未来部保育・幼稚園課が行う。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会委員名簿

分野	氏名	所属
学識経験者	近藤 幹生	白梅学園大学
	長谷川 孝子	清泉女学院短期大学
児童福祉施設関係者	小林 康夫	長野市幼稚園連盟
	渡辺 徹	長野市私立保育協会
	佐藤 富作社	長野市認定こども園協会
教育関係者	藤澤 令子	長野市教育委員
	中島 峰子	長野上水内校長会
福祉関係者	井原 きみ枝	長野市民生児童委員協議会
公 募	西澤 美恵子	
	相澤 篤信	

*区分別順不同、敬称略 (所属は平成 27 年 7 月時点)

長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会審議経過

	開催日	審議内容等
第 1 回	平成 27 年 7 月 23 日	・長野市幼児期の教育・保育の指針策定方針について ・長野市の幼児期の教育・保育に関する意見交換
第 2 回	平成 27 年 9 月 7 日	・長野市幼児期の教育・保育の指針素案について
第 3 回	平成 27 年 10 月 23 日	・長野市幼児期の教育・保育の指針素案について
第 4 回	平成 27 年 11 月 26 日	・長野市幼児期の教育・保育の指針素案について
第 5 回	平成 28 年 1 月 22 日	・長野市の乳幼児期の教育・保育の指針素案について ・パブリック・コメントの実施について
	平成 28 年 2 月 3 日～ 平成 28 年 3 月 11 日	長野市乳幼児期の教育・保育の指針（中間答申素案） に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）実 施
第 6 回	平成 28 年 5 月 16 日	・長野市乳幼児期の教育・保育の指針中間答申（素案） に対するパブリックコメントの集約結果について ・長野市乳幼児期の教育・保育の指針中間答申（案） について
	平成 28 年 7 月 11 日	中間答申
第 7 回	平成 28 年 12 月 26 日	・長野市乳幼児期の教育・保育の指針答申（案）につ いて ・長野市乳幼児期の教育・保育の指針答申について ・『長野市乳幼児期の教育・保育の指針』に沿った教 育・保育の展開イメージ（案）について
	平成 28 年 12 月 26 日	最終答申